第二中第三号を第二号とし、第四号を削り、同第五号ロ⑴②中「社団法人日本麻酔科学会（平成十三年六月二十日に社団法人日本麻酔科学会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人日本麻酔科学会」に改め、同号を同第三号とし、同第六号ロ⑴②中「血液専門医」の下に「（一般社団法人日本血液学会が認定したものをいう。以下同じ。）」を加え、「社団法人日本小児科学会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人日本小児科学会」に、「有限責任中間法人日本人類遺伝学会」を「一般社団法人日本人類遺伝学会」に改め、同号を同第四号とし、同第七号イ中「頭蓋」を「頭蓋」に改め、同号ロ⑴②中「社団法人日本形成外科学会（昭和六十一年八月一日に社団法人日本形成外科学会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本形成外科学会（平成十五年十二月四日に社団法人日本脳神経外科学会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を「一般社団法人日本脳神経外科学会」に、「財団法人日本眼科学会（昭和三年四月二十六日に財団法人日本眼科学会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人日本眼科学会」に、「耳鼻咽喉科専門医（社団法人日本耳鼻咽喉科学会（昭和二十八年四月一日に社団法人日本耳鼻咽喉科学会という名称で設立された法人をいう。）」を「耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会」に、「社団法人日本口腔外科学会（平成三年十月二十五日に社団法人日本口腔外科学会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人日本口腔外科学会」に改め、同号を同第五号とし、同第八号ロ⑴②中「社団法人日本医学放射線学会（昭和二十五年三月六日に社団法人日本医学放射線学会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人日本医学放射線学会」に改め、同号を同第六号とし、同第九号ロ⑴②中「社団法人日本内分泌学会（昭和五十九年十二月十一日に社団法人日本内分泌学会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本内分泌学会」に改め、同号を同第七号とし、同第十号ロ⑴②中「社団法人日本肝臓学会（昭和六十一年八月一日に社団法人日本肝臓学会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本肝臓学会」に改め、「ものをいう」の下に「。以下同じ」を加え、同号を同第八号とし、同第十一号イ中「閉塞性動脈硬化症」を「閉塞性動脈硬化症」に改め、同号ロ⑴②中「社団法人日本循環器学会（昭和五十六年四月十七日に社団法人日本循環器学会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本循環器学会」に改め、同号を同第九号とし、同第十二号を削り、同第十三号イ中「脊髄小脳変性症、家族性筋萎縮性側索硬化症」を「脊髄小脳変性症、家族性筋萎縮性側索硬化症」に改め、同号ロ⑴②中「神経内科専門医」の下に「（一般社団法人日本神経学会が認定したものをいう。以下同じ。）」を加え、同号を同第十号とし、同第十四号を削り、同第十五号を同第十一号とし、同第十六号イ中「腰椎椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄症」を「腰椎椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄症」に、「腰椎手術」を「腰椎手術」に改め、同号ロ⑴②中「整形外科専門医」の下に「（公益社団法人日本整形外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）」を加え、同号を同第十二号とし、同第十七号ロ⑴②中「社団法人日本感染症学会（昭和二十九年八月二十七日に社団法人日本伝染病学会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本感染症学会」に改め、同号を同第十三号とし、同第十八号ロ②③中「病理部門」を「病理の検査を実施する部門（以下「病理部門」という。）」に、「病理医」を「専ら病理の診断を実施する医師（以下「病理医」という。）」に改め、同号を同第十四号とし、同第十九号イ中「マントル細胞リンパ腫」を「マントル細胞リンパ腫」に改め、同号を同第十五号とし、同第二十号を同第十六号とし、同第二十一号を削り、同第二十二号ロ⑴②中「社団法人日本精神神経学会（昭和二十一年七月十日に社団法人日本精神神経学会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人日本精神神経学会」に改め、同号を同第十七号とし、同第二十三号を同第十八号とし、同第二十四号を同第十九号とし、同第二十五号イ中「慢性閉塞性動脈硬化症」を「慢性閉塞性動脈硬化症」に改め、同号を同第二十号とし、同第二十一号とし、同第二十七号ロ⑴②中「財団法人日本消化器病学会（昭和二十九年七月十六日に財団法人日本消化器病学会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本消化器病学会」に改め、同号を同第二十二号とし、同第二十八号を同第二十五号とし、同第二十九号を削り、同第三十号を同第二十四号とし、同第三十一号を同第二十六号とし、同第三十二号を削り、同第三十三号ロ⑴②中「社団法人日本呼吸器学会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本呼吸器学会」に、「有限責任中間法人日本消化器外科学会」を「一般社団法人日本消化器外科学会」に改め、同号を同第二十六号とし、同第三十四号を同第二十七号とし、同第三十五号を同第二十八号とし、同第三十六号ロ⑴②中「社団法人日本内科学会（大正十四年十月十四日に社団法人日本内科学会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本内科学会」に改め、同号を同第二十九号とし、同第三十七号を同第三十号とし、同第三十八号を同第三十一号とし、同第三十九号を同第三十二号とし、同第四十号を削り、同第四十一号を同第三十三号とし、同第四十二号ロ⑴②中「耳鼻咽喉科専門医」を「耳鼻咽喉科専門医」とし、同号を同第三十四号とし、同第四十三号を同第三十五号とし、同第四十四号から第四十六号までを削り、同第四十七号を同第三十六号とし、同第四十八号を同第三十七号とし、同第四十九号を同第三十八号とし、同第五十号及び第五十一号を削り、同第五十二号を同第三十九号とし、同第五十三号を同第四十号とし、同第五十四号ロ⑴②中「補綴歯科専門医」の下に「（公益社団法人日本補綴歯科学会が認定したものをいう。以下同じ。）」を加え、同号を同第四十一号とし、同第五十五号を同第四十二号とし、同第五十六号から第五十九号までを十三号ずつ繰り上げ、同第六十号中「自家嗅粘膜移植」を「自家嗅粘膜移植」に改め、同号を同第四十七号とし、同第六十一号を削り、同第六十二号を同第四十八号とし、同第六十三号イ中「社団法人日本整形外科学会、社団法人日本脳神経外科学会」を「公益社団法人日本整形外科学会、一般社団法人日本脳神経外科学会」に改め、同号を同第四十九号とし、同第六十四号を同第五十号とし、同第六十五号ロ⑴①中「耳鼻咽喉科専門医」を「耳鼻咽喉科専門医」に改め、同号を同第五十一号とし、同第六十六号を同第五十二号とし、同第六十七号ロ⑵④中「専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施している」を「臨床検査技師が配置されている」に改め、同号を同第五十三号とし、同第六十八号ロ⑵④中「専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施している」を「臨床検査技師が配置されている」に改め、同号を同第五十四号とし、同第六十九号を同第五十五号とし、同第七十号を同第五十六号とする。

第三中第一号及び第二号を削り、同第三号中「悪性骨腫瘍又は悪性軟部腫瘍」を「悪性骨腫瘍又は悪性軟部腫瘍」に改め、同号を同第一号とし、同第四号中「胎児閉塞性尿路疾患」を「胎児閉塞性尿路疾患」に改め、同号を同第二号とし、同第五号を同第三号とし、同第六号から第十四号までを削り、同第十五号中「肝良性腫瘍」を「肝良性腫瘍」に改め、同号を同第四号とし、同第十六号及び第十七号を削り、同第十八号を同第五号とし、同第十九号から第二十二号までを十三号ずつ繰り上げ、同第二十三号中「腫瘍抗原ペプチド」を「腫瘍抗原ペプチド」に、「ホルモン不応性再燃前立腺がん」を「ホルモン不応性再燃前立腺がん」に改め、同号を同第十号とし、同第二十四号を同第十一号とし、同第二十五号を削り、同第二十六号を同第十二号とし、同第二十七号を同第十三号とし、同第二十八号を同第十四号とし、同第二十九号を削り、同第三十号を同第十五号とし、同第三十一号を削り、同第三十二号を同第十六号とし、同第三十三号を同第十七号とし、同第三十四号中「血液透析併用バルーン塞栓動脈内抗がん剤投与」を「血液透析併用バルーン塞栓動脈内抗がん剤投与」に改め、同号を同第十八号とし、同第三十五号を同第十九号とし、同第三十六号から第五十六号までを十六号ずつ繰り上げる。

○厚生労働省告示第百十一号

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第七条第三項の規定に基づき、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に存するこの告示による改正前の療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式様式第三及び様式第四に規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十六年三月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

様式第三及び様式第四を次のように改める。